

平成 30 年度 神戸市地域防災計画 修正（案） 新旧対照表

冊子	項目	章	頁	H29 記載内容	H30 修正案	修正理由	修正局室区													
神戸市地域防災計画	地震・津波対策編 第9章 物資の供給計画 9-4 救援物資の受入れ・供給	(地震・津波対策編) 第7章 物資の供給計画 7-4 救援物資の受入れ・供給	93	<p>4. 情報計画</p> <p>区本部は、危機管理情報システムを使用して備蓄食料・物資の管理、避難所等からの食料・物資要求及び避難所等への食料・物資の配分等を管理する。</p> <p>なお、危機管理情報システムが使用できない場合の食料・物資の確保及び供給、救援物資の受入れ及び配送についての情報計画は下図のとおりとし、各拠点でのFAX及び電話等通信機器の整備を図る。</p>	<p>4. 情報計画</p> <p>区本部は、危機管理情報システムを使用して備蓄食料・物資の管理、避難所等からの食料・物資要求及び避難所等への食料・物資の配分等を管理する。</p> <p>なお、危機管理情報システムが使用できない場合の食料・物資の確保及び供給、救援物資の受入れ及び配送についての情報計画は下図のとおりとし、各拠点でのFAX及び電話等通信機器の整備を図る。</p>	神戸市災害時物資供給マニュアルの反映	経済観光局													
			85	<p>[調達・備蓄した食料・物資] [救援物資]</p> <p>総合オペレーションセンター (情報発信)</p> <p>指定業者 (FAX・電話)</p> <p>区役所 (危機管理情報システム)</p> <p>報道機関 (FAX・電話)</p> <p>総合備蓄拠点 (集積・配送拠点)</p> <p>避難所 (地域備蓄拠点)</p> <p>集積・配送拠点 (調達車両)</p> <p>全国 (テレビ・ラジオ・新聞)</p> <p>[凡例: --- 情報 — 食料・物資]</p> <p>5. 総合オペレーションセンター</p> <p>災害対策本部が設置され、食料及び物資の確保、救援物資の要請・受入れとそれらの供給が必要な場合、総合オペレーションセンターを経済観光局会議室(1号館8階)に設置する。</p> <p>総合オペレーションセンターの運営は、各部の動員協力により経済観光部があたる。</p> <p>(1) 組織及び分掌事務</p> <table border="1"> <tr> <td>計画班</td> <td>1 センターの庶務 2 避難所情報の収集 3 流通備蓄の確保・供給 4 各拠点への職員・車両の配備</td> </tr> <tr> <td>運営班</td> <td>1 総合備蓄拠点(流通備蓄集積・配送拠点)の開設・運営 2 備蓄食料・物資の供給 3 流通備蓄の受入れ・配送</td> </tr> <tr> <td>救援物資班</td> <td>1 救援物資の要請・受入れ・供給 2 救援物資集積・配送拠点(緊急輸送拠点)の開設・運営</td> </tr> </table>	計画班			1 センターの庶務 2 避難所情報の収集 3 流通備蓄の確保・供給 4 各拠点への職員・車両の配備	運営班	1 総合備蓄拠点(流通備蓄集積・配送拠点)の開設・運営 2 備蓄食料・物資の供給 3 流通備蓄の受入れ・配送	救援物資班	1 救援物資の要請・受入れ・供給 2 救援物資集積・配送拠点(緊急輸送拠点)の開設・運営	<p>[調達・備蓄した食料・物資] [救援物資]</p> <p>救援物資対策チーム (情報発信)</p> <p>指定業者 (FAX・電話)</p> <p>区役所 (危機管理情報システム)</p> <p>報道機関 (FAX・電話)</p> <p>総合備蓄拠点 (集積・配送拠点)</p> <p>避難所 (地域備蓄拠点)</p> <p>集積・配送拠点 (調達車両)</p> <p>全国 (テレビ・ラジオ・新聞)</p> <p>[凡例: --- 情報 — 食料・物資]</p> <p>5. 救援物資対策チーム</p> <p>災害対策本部が設置され、食料及び物資の確保、救援物資の要請・受入れとそれらの供給が必要な場合、救援物資対策チームを経済観光局会議室(1号館8階)に設置する。</p> <p>救援物資対策チームの運営は、各部の動員協力により経済観光部があたる。</p> <p>(1) 組織及び分掌事務</p> <table border="1"> <tr> <td>統括</td> <td>・救援物資対策チームの統括・指揮</td> </tr> <tr> <td>要請受付班</td> <td>・避難所等ごとの必要物資ニーズの集約・整理</td> </tr> <tr> <td>物資調整班</td> <td>・現物備蓄物資等の配分決定 ・避難所別の必要物資の種類・量の整理と配分決定(配分計画の策定)、 配分をふまえた集積・配送拠点(二次物資拠点)への配送指示 ・調達物資の必要量の算出</td> </tr> <tr> <td>調達班</td> <td>・流通事業者への物資供給要請 ・兵庫県等への物資供給要請 ・義援物資等の提供申し出への対応</td> </tr> <tr> <td>車両手配班</td> <td>・集積・配送拠点(二次物資拠点)から避難所等への配送のための車両等の確保・要請 ・集積・配送拠点(二次物資拠点)と避難所等の周辺で通行可能な道路の整理と配送事業者等との共有</td> </tr> <tr> <td>倉庫班</td> <td>・全集積・配送拠点の在庫量の総括管理 ・一時保管倉庫の確保・調整(市有施設や民間事業者の倉庫から確保)</td> </tr> </table>	統括	・救援物資対策チームの統括・指揮	要請受付班	・避難所等ごとの必要物資ニーズの集約・整理	物資調整班	・現物備蓄物資等の配分決定 ・避難所別の必要物資の種類・量の整理と配分決定(配分計画の策定)、 配分をふまえた集積・配送拠点(二次物資拠点)への配送指示 ・調達物資の必要量の算出	調達班
計画班	1 センターの庶務 2 避難所情報の収集 3 流通備蓄の確保・供給 4 各拠点への職員・車両の配備																			
運営班	1 総合備蓄拠点(流通備蓄集積・配送拠点)の開設・運営 2 備蓄食料・物資の供給 3 流通備蓄の受入れ・配送																			
救援物資班	1 救援物資の要請・受入れ・供給 2 救援物資集積・配送拠点(緊急輸送拠点)の開設・運営																			
統括	・救援物資対策チームの統括・指揮																			
要請受付班	・避難所等ごとの必要物資ニーズの集約・整理																			
物資調整班	・現物備蓄物資等の配分決定 ・避難所別の必要物資の種類・量の整理と配分決定(配分計画の策定)、 配分をふまえた集積・配送拠点(二次物資拠点)への配送指示 ・調達物資の必要量の算出																			
調達班	・流通事業者への物資供給要請 ・兵庫県等への物資供給要請 ・義援物資等の提供申し出への対応																			
車両手配班	・集積・配送拠点(二次物資拠点)から避難所等への配送のための車両等の確保・要請 ・集積・配送拠点(二次物資拠点)と避難所等の周辺で通行可能な道路の整理と配送事業者等との共有																			
倉庫班	・全集積・配送拠点の在庫量の総括管理 ・一時保管倉庫の確保・調整(市有施設や民間事業者の倉庫から確保)																			

※表中の頁数は、平成 29 年度神戸市地域防災計画のもの。

冊子	項目	章	頁	H29 記載内容	H30 修正案	修正理由	修正局室区
神戸市地域防災計画	地震・津波対策編／風水害対策編	物資の供給計画	<p>(地震・津波対策編) 第9章 物資の供給計画 9-4 救援物資の受入れ・供給</p>	<p>93</p> <p>(2) 配置図(経済観光局会議室・1号館8階)</p>	<p>(2) 配置図(経済観光局会議室・1号館8階)</p>	神戸市災害時物資供給マニュアルの反映	経済観光局
			<p>(風水害対策編) 第7章 物資の供給計画 7-4 救援物資の受入れ・供給</p>	<p>85</p>	<p>20. 食料・物資供給マニュアル</p> <p>I 総論</p> <p>2. 基本方針</p> <p>経済観光局は、災害に備え食料・物資を備蓄し、また、災害発生時には総合オペレーションセンターを設置し、関係機関の協力を得て食料・物資の確保・供給についての総合調整を行う。</p> <p>4. 食料・物資の確保基準</p> <p>(1) 食料</p> <p>② 給食基準額は、1人1日 1,130円 (災害救助法による食品の給与基準単価) を原則とする。</p> <p>II 災害に備えた条件整備</p> <p>1. 食料・物資の備蓄</p> <p>(2) 備蓄食料・物資の内容</p> <p>食料：飲料水、アルファ化米、リゾット、粉ミルク (哺乳瓶付)、アレルギー対応粉ミルク等</p> <p>(3) 備蓄食料・物資の数量</p> <p>②市役所及び区役所：約 2,200人分 (救助要員用 200人分×10箇所、100人分×2箇所) ※物資は毛布と敷物のみ</p>	<p>20. 食料・物資供給マニュアル</p> <p>I 総論</p> <p>2. 基本方針</p> <p>経済観光局は、災害に備え食料・物資を備蓄し、また、災害発生時には救援物資対策チームを設置し、関係機関の協力を得て食料・物資の確保・供給についての総合調整を行う。</p> <p>4. 食料・物資の確保基準</p> <p>(1) 食料</p> <p>② 給食基準額は、1人1日 1,140円 (災害救助法による食品の給与基準単価) を原則とする。</p> <p>II 災害に備えた条件整備</p> <p>1. 食料・物資の備蓄</p> <p>(2) 備蓄食料・物資の内容</p> <p>食料：飲料水、アルファ化米、リゾット、クッキー、粉ミルク (哺乳瓶付)、アレルギー対応粉ミルク等</p> <p>(3) 備蓄食料・物資の数量</p> <p>②市役所及び区役所：約 3,000人分 (災害対策職員用 800人分×1箇所、200人分×10箇所、100人分×2箇所) ※物資は毛布と敷物のみ</p>	神戸市災害時物資供給マニュアルの反映
神戸市地域防災計画	防災対応マニュアル		51～54				

冊子	項目	章	頁	H29 記載内容	H30 修正案	修正理由	修正局室区
神戸市地域防災計画	防災対応マニュアル	20. 食料・物資供給マニュアル	51 ～ 54	<p>Ⅲ 災害発生時の対応</p> <p>1. 総合オペレーションセンター</p> <p>(3) 組織及び分掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画班 (センターの庶務、避難所情報の収集、人員及び車両の確保) ・ 運営班 (食料・物資の確保及び供給の総括) ・ 救援物資班 (救援物資の要請・受入れ及び供給の総括) 	<p>Ⅲ 災害発生時の対応</p> <p>1. 体制と主要拠点の役割</p> <p>(1) 全体図</p> <p>救援物資対策チーム及び集積・配送拠点における体制は、下図のとおりである。</p>	神戸市災害時物資供給マニュアルの反映	経済観光局

冊子	項目	章	頁	H29 記載内容	H30 修正案	修正理由	修正局室区							
神戸市地域防災計画	防災対応マニュアル	20. 食料・物資供給マニュアル	51 ～ 54	(新規)	<p>(2) 役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>災害時物資の確保、配分等の統括</u> ○ <u>神戸市域全体（避難所等ごと）の物資ニーズの集約・整理</u> ○ <u>ニーズに対応した避難所等ごとの必要物資の配分の決定（直接配送、間接配送物資の決定含む）</u> ○ <u>神戸市の陸の拠点、海の拠点、空の拠点、一時保管倉庫の全ての拠点の在庫情報の収集・管理、受入れ体制の調整・管理及び必要な関係事業者との調整</u> ○ <u>各拠点の収納容量を超える場合など必要に応じて、国や他の自治体等からプッシュ型で送られてくる物資については県と調整をしながら一時的な受入れ停止などの判断及び対外的な情報発信</u> ○ <u>配送に必要な車両等の確保・要請</u> ○ <u>一時保管倉庫の必要性判断、確保</u> 	神戸市災害時物資供給マニュアルの反映	経済観光局							
					<p>【体制と役割分担】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>統括職員</u></td> <td>☆救援物資対策チームの統括・指揮</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>要請受付担当職員</u></td> <td>☆避難所等（在宅避難者含む）ごとの必要物資ニーズの集約・整理</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>物資調整担当職員</u></td> <td>☆現物備蓄物資の配分決定 ☆避難所別の必要物資の種類・量の整理と配分決定（配分計画の策定）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>調達担当職員</u></td> <td>☆調達物資の必要量の算出と要請 ☆流通事業者への物資供給要請 ☆兵庫県や協定締結先自治体（政令市等）への物資供給要請 ☆義援物資等の提供申し出への対応</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>車両手配担当職員</u></td> <td>☆集積・配送拠点から避難所等への配送のための車両等の確保・要請 ☆集積・配送拠点と避難所等の周辺で通行可能な道路の整理と配送事業者等との共有</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>倉庫担当職員</u></td> <td>☆配分をふまえた集積・配送拠点への配送指示 ☆全集積・配送拠点の在庫量の総括管理 ☆一時保管倉庫の確保・調整（市有施設や民間事業者の倉庫から確保）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>物流専門家 （総合物流事業者）</u></td> <td>☆救援物資対策チーム業務全般（下記事項含む）に対する助言 ☆全市における集積・配送拠点の適切な受入れ体制への助言 ☆陸の拠点、海の拠点、空の拠点、一時保管倉庫全体の稼働状況、在庫、運営状況・体制等を鳥瞰しながら、災害時物資の受入れ場所や受入れ時間の調整等 ☆一時保管倉庫の必要性の判断、確保判断への助言</td> </tr> </table>			<u>統括職員</u>	☆救援物資対策チームの統括・指揮	<u>要請受付担当職員</u>	☆避難所等（在宅避難者含む）ごとの必要物資ニーズの集約・整理	<u>物資調整担当職員</u>	☆現物備蓄物資の配分決定 ☆避難所別の必要物資の種類・量の整理と配分決定（配分計画の策定）	<u>調達担当職員</u>
<u>統括職員</u>	☆救援物資対策チームの統括・指揮													
<u>要請受付担当職員</u>	☆避難所等（在宅避難者含む）ごとの必要物資ニーズの集約・整理													
<u>物資調整担当職員</u>	☆現物備蓄物資の配分決定 ☆避難所別の必要物資の種類・量の整理と配分決定（配分計画の策定）													
<u>調達担当職員</u>	☆調達物資の必要量の算出と要請 ☆流通事業者への物資供給要請 ☆兵庫県や協定締結先自治体（政令市等）への物資供給要請 ☆義援物資等の提供申し出への対応													
<u>車両手配担当職員</u>	☆集積・配送拠点から避難所等への配送のための車両等の確保・要請 ☆集積・配送拠点と避難所等の周辺で通行可能な道路の整理と配送事業者等との共有													
<u>倉庫担当職員</u>	☆配分をふまえた集積・配送拠点への配送指示 ☆全集積・配送拠点の在庫量の総括管理 ☆一時保管倉庫の確保・調整（市有施設や民間事業者の倉庫から確保）													
<u>物流専門家 （総合物流事業者）</u>	☆救援物資対策チーム業務全般（下記事項含む）に対する助言 ☆全市における集積・配送拠点の適切な受入れ体制への助言 ☆陸の拠点、海の拠点、空の拠点、一時保管倉庫全体の稼働状況、在庫、運営状況・体制等を鳥瞰しながら、災害時物資の受入れ場所や受入れ時間の調整等 ☆一時保管倉庫の必要性の判断、確保判断への助言													